

公益社団法人日本顕微鏡学会
寄附金等取扱規程

平成28年6月13日制定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本顕微鏡学会(以下「法人」という。)が受け入れる寄附金等に関し必要な事項を定め、寄附金等の効率的・効果的な運用を図ることを目的とする。

(寄附金等)

第2条 この規程において「寄附金等」とは、現金及び有価証券、物品、土地及び建物等の不動産並びに知的財産権等をいう。

(受入基準)

第3条 法人は、寄附金等が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するときは、その寄附金等を受け入れることができない。

- (1) 寄附金等が法人の定款に定める目的に資するものではないと判断される時。
- (2) 寄附金等の受入れにおいて、次に掲げる条件等が付されているとき。
 - イ 寄附者に寄附の対価として何らかの利益又は便宜を供与すること
 - ロ 寄附者が寄附の経理について監査を行うこと
 - ハ 寄附後に寄附者が寄附の全部又は一部を取り消すことができること
 - ニ 寄附された寄附金等を寄附者に無償で譲渡又は使用させること
 - ホ その他、法人の運営上支障があると認める条件が付されていること
- (3) 寄附金等を受け入れることにより、法人の業務、財務又は名誉に特段の負担又は支障が生じると認められるとき。

(寄附金等の種類)

第4条 寄附金等は、次の各号に定める寄附金として区分する。

- (1) 一般寄附金 寄附者が用途を特定せずに寄附した寄附金等
- (2) 特定寄附金 用途があらかじめ特定された寄附金等であり、次に掲げるもの
 - イ 用途特定寄附金 寄附者が、寄附の申し込みに当たりあらかじめ用途を特定するもの
 - ロ 寄附金募集者が募集に当たり予め用途を特定するもので、募集の目的、目標額、募集の方法及び手続き、募集期間等を記した募集趣意書を作成して募集するもの

(寄附金等の募集)

第5条 寄附募集者は、寄附金等の募集にあたって次の各号に定める行為を行ってはならぬ

い。

- (1) 法人の品位を損なうような行為
 - (2) 寄附の目的及び用途について誤解を与えるような行為
 - (3) 寄附の勧誘を受けた者又は寄附者の利益を害するような行為
- 2 特定寄附金を募集するときは、募集趣意書を募集の対象者に事前に交付しなければならない。
 - 3 前項にかかわらず、法人のホームページにおいて募集趣意書を公開し、これに賛同した者に対しては事後に交付することができる。

(受入手続き)

- 第6条 寄附金等を法人に寄附しようとする者に対しては、書面(電子的方法によるものを含む。)により寄附金の申込みを依頼する。
- 2 法人は、前項により寄附金等の申込みを受理したときは、第3条の基準に該当しないことを確認し、理事会に諮り寄附金等の受入れの可否を決定する。
 - 3 寄附金等の受入れが決定したときは、寄附者に対しその旨を通知するとともに、振込依頼書等寄附の受入れに必要な書類を送付する。
 - 4 寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状及び受領書を寄附者に送付する。

(寄附金等の取扱い)

- 第7条 一般寄附金については、2分の1以上を公益目的事業に使用する。
- 2 使途特定寄附金については、原則として全額を寄附者が特定した使途に使用する。

(使途特定寄附金の使用期間)

- 第8条 使途特定寄附金の受入れ時に特段の取決めがないときは、使途特定寄附金の使用期間は3年間とする。ただし、適正かつ合理的な理由があると法人が認めたときは、使用期間を延長することができる。

(使途の変更)

- 第9条 法人は、次の各号のいずれかに該当するときは、特定寄附金の使途を変更することができる。
- (1) 寄附目的が達せられ、当該特定寄附金に100万円以下の残額が生じたとき。
 - (2) 前条に定める特定寄附金の使用期間が終了したとき。
 - (3) 適正かつ合理的な理由により、当該特定寄附金の使用内容等を変更するとき。
- 2 前項第3号に該当する場合で、その変更が100万円以上となる寄附金については、可能な限り寄附者から事前に了解を得るものとする。

(寄附金等の経理)

- 第10条 寄附金等は、公益法人会計基準に従い厳正に取り扱う。

(適用除外)

第11条 法人は、次の各号のいずれかに該当するときは、この規程の全部又は一部を適用しないことができる。

- (1) 独立行政法人又は地方公共団体等からの寄附であるとき。
- (2) その他、特別な事情があると法人が判断するとき。

(寄附者への結果報告)

第12条 法人は、寄附者に対し、寄附の使途(公益目的事業)に関する結果報告等を行う。

(事務)

第13条 この規程に定める寄附金等に関する事務は、事務局が行う。

(改廃)

第14条 この規程の改正または廃止は、理事会の議決によって行う。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年6月14日から施行する。